

平成 19 年度 12 月議会 一般質問 Q&A

平成 19 年度 12 月議会一般質問内容

1. 大垣市の住宅政策について
2. 大垣市における多重債務問題の現状と取り組みについて
3. 小規模事業者登録制度について

1. 大垣市の住宅政策について

最近シングルマザーの方々と話す機会が多いわけですが、彼女達の生活を聞くと住宅政策をもっと何とかならないものかと思います。事例を紹介しますと、母と子ども 3 人の 4 人家族の方です。母親の収入はパートで月 11 万円＋児童扶養手当など 8 万円を加えて月額 20 万円弱の収入で生活しています。生活保護の対象になるのではと思われる収入です。その中で家賃が 5 万円、もっと安い所に引越したいけど、引越するにもお金がかかる。敷金、礼金、保証人等など結構大変。別のシングルマザーの方、（母と子ども 3 人の 4 人暮らし）収入は 12 万円、市営住宅に応募するも補欠で 8 番か 9 番目、いつ入居できるか分からないということでした。

二つの事例、生活は生活保護基準すれすれの状態、家賃が安くて親子 4 人が暮らせるスペースをと思うと市営住宅など公営住宅しかありません。

公営住宅の目的は、公営住宅法によると「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」とされています。少子高齢社会となり、更に貧困格差がすすむ中、市営住宅の役割はますます重要になってきていると思います。

今回は大垣市の市営住宅を中心とした住宅政策についてお聞きします。

公営住宅法に基づく大垣市の市営住宅は平成 15 年 4 月 1 日現時点で 1313 戸のストックが形成されています。その内の 47.3% は耐用年数を経過し、老朽化が著しく、建て替えや改善・整備が必要となり、平成 16 年に「大垣市営住宅ストック総合活用計画」を策定しました。計画期間は平成 16 年度から 10 年間となっています。

そこでお聞きするのですが、「大垣市営住宅ストック総合活用計画」の進捗状況を明らかにし、市民の需要に対して市営住宅の戸数は対応できるのでしょうか。この「ストック総合活用計画」では過去 5 年間の応募者の状況が出されています。平成 10 年～14 年の 5 年間のデータを分析しています。これを見ますと 5 年間で応募者 604 件、特徴的なものは母子家庭の応募者 111 件、高齢者 76 件、ま

た世帯の年齢別では 29 歳以下が全体の 3 分の 1 強で 214 件、世帯収入別では 123000 円未満の収入が 424 件と全体の 3 分の 2 強となっています。この調査の時点から 5 年経過していますが、この間離婚は増えており、経済格差も広がり市営住宅の需要は増えていると予想されますがいかがでしょうか。

次に、市営住宅の入居者選考方法ですが、母子・高齢者・障害者など住宅困窮度の高い世帯から優先入居する方法もあると聞きますが、大垣市の場合このような優遇策は取らないのでしょうか。

3 点目は、高齢化に伴い、階段の昇降が難しくなる人が増えています。市営住宅のエレベーターの設置についてはどのような状況かお聞かせください。

回答

大垣市の住宅政策について、ご答弁申し上げます。

大垣市営住宅ストック総合活用計画は、市営住宅の実情を踏まえ、建替え事業改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、市営住宅ストックの総合的な活用及び再生のための計画でございます。

現在、和合団地の立替えを中心に進めております。平成 18 年度までに、簡易耐火構造平屋建の取壊しを行い、今年度から 20 年度までの 2 か年で、身体障害者用 4 戸、高齢者単身用 8 戸を含む計 52 戸の K 棟建設に取り組んでいます。これが完成いたしますと、新規入居の募集を行うことになります。

優先入居でございますが、申込者全員が定額所得者であり、また応募者の約半数が母子、高齢者、身体障害者のため、優先順位をつけがたく、公開抽選で入居者を決定しております。

エレベーターの設置でございますが、3 階建て以上の新設の住宅につきましては、建設時に設置しております。既存の階段室型の住宅につきましては、これまでいろいろ検討してまいりましたが、改修コストや、入居したままでの施行ができないなどのため、取り付けが困難でございます。

なお、身体機能の低下により階段の昇降が困難になった入居者につきましては、階下への住替え等の対応をしております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

ご答弁では、高齢者や障害者に対しては一定の配慮がなされていますが、子育ての視点からの住宅政策は不十分だと思います。

大垣市は「子育て日本一」を掲げ、こどもの医療費の無料化で通院小学 6 年、入院中学 3 年まで、他市に先駆けて打ち出しました。これが大きく影響したのか、

今ではどこの町でもこどもの医療費無料化小学 6 年や入院中学 3 年まで打ち出し、大垣市があまり目立たなくなっていました。私が思うには、子育て支援策の次の一手は住宅政策ではないかと思うのです。

はじめに母子家庭の事例をお話しましたが、このようなケースはこれからも増えるのではないかと思います。また、平成 16 年に出されたストック総合活用計画の応募者の分析では、29 歳未満の世帯の応募が一番多いわけです。この調査から 5 年経っていますが、若い世代の経済状況はますます厳しくなっています。今や少子化の最も大きな要因は、若い世代の貧困ではないかと思っています。先日の中日新聞によると、1 年間継続して勤務した給与所得者の内、年収 200 万円以下の人は 1022 万 8 千人ということです。これはサラリーマンの 4.4 人に 1 人の割合になるということ、その内女性が 759 万人と大半を占めています。また短期雇用の人々の年収をみると、200 万円以下の人が 80%、100 万円以下でみても 62% の人がいて、年齢構成で見ると 39 歳以下の人が 80% を占めているという若年層の貧困化が浮き彫りになっています。これでは安心して子どもを産み育てる事ができず、結婚したくても結婚できません。「子育て日本一」を打ち出している大垣市としては、低所得の子育てする若い世代に対して住宅支援策を打ち出していかがでしょうか。

住宅支援といっても、現実には市営住宅に応募しても全部か全部入居できるわけではありません。市営住宅に入居できるまで最も必要度の高い世帯に対して、家賃補助など住宅支援策を検討してはいかがでしょうか。このような子育て支援策で、大垣市は安心して子どもを産み育てる事ができる住宅保障をしている町として、「子育て日本一」の新しい目玉になるのではないのでしょうか。

2. 大垣市における多重債務問題の現状と取り組みについて

1 年前の 12 月、深刻な社会問題となっている多重債務者問題を解決するために「貸金業の規制等に関する法律の一部改正等の法律案」が与野党の全会一致の賛成で成立しました。そして平成 19 年 4 月、政府は全国約 500 の市町村に相談窓口を整備する事などを柱とする行動計画の「多重債務問題改善プログラム」を発表しました。この中で強調されている事は地方自治体の役割で、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応が望まれると位置づけています。

地方自治体の強みは、「複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務の掘り起こしについて、他の主体に比べて機能発揮が期待できるし、生活保護や児童虐待対策など多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する役割も期待できる」としています。そして「地方自治体内の連携」

や「市町村における相談窓口における対応の充実」などを具体的に謳っています。そして、今日 12 月 10 日から 16 日まで、政府の多重債務者対策本部の呼びかけで「全国一斉多重債務者相談ウィーク」が展開されます。

私は、1 年前の 12 月議会で「多重債務問題」を取り上げ、相談窓口の充実や庁内ネットワークの設置、そして生活再建のための支援策など求めました。しかし、その時は「庁内ネットワーク体制」や「多重債務者の生活再建」については十分な答えはいただけませんでした。この 1 年間の大垣市の取り組みはどう変わってきたのでしょうか。改善プログラムで期待されている水準からみて、大垣市の取り組みはどうか、次の点についてお尋ねします。

- 1、この 1 年間の多重債務者の相談件数と対応について
- 2、庁内に多重債務相談ネットワークの体制ができているかどうか。
- 3、相談では多重債務者の生活再建まで見届けた内容になっているか。

回答

大垣市における多重債務問題の現状と取り組みについてご答弁申し上げます。

本市の消費生活に関する相談件数は、平成 18 年度に 540 件あり、そのうち、多重債務を含む金銭に関する相談は 130 件で、前年度に比べ 18 件増え、年々増加傾向にあります。

そのため、市では、弁護士や消費生活相談員などの専門相談員による定期的な相談窓口を充実するとともに、市民相談担当職員などが、多重債務の相談に応じております。

また、平成 18 年度から 9 月を「大垣市消費者啓発強化月間」として、集中的に悪質商法や多重債務などへの対応や注意喚起を呼びかけております。

特に、今年度は、警察署、司法書士会などの協力を得て、市内大型店で多重債務問題の対策啓発のためのキャンペーンや巡回パネル展を開催するとともに、多重債務の特設無料相談所を開設いたしました。

相談者に対しては、多重債務に陥った事情を丁寧に聞き、解決策としての「特定調停」や「自己破産」などの手続き方法や、家庭裁判所などの他の専門機関を紹介するとともに、生活再建に必要な道筋をアドバイスしております。

また、多重債務に陥った背景にはさまざまな問題が隠れていることもあり、必要に応じて、庁内関係各課との連携を図っております。

さらには、多重債務問題解決のための全国一斉多重債務者相談ウィークや市の相談窓口などの市広報紙への掲載や、消費生活に関する「まちづくり出前講座」の開催に努めております。

今後とも、庁内はもとより関係機関との連携を密にし、多重債務の問題解決に

向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

答弁では、540 件中 130 件が金融関係の相談ということです。この数をどう見るかと言う事ですが、まだまだ掘り起しができていないのではと思います。

また、庁内ネットワークですが、市民相談から生活保護や介護など他部門への紹介はあってもその逆の連携はないということです。

多重債務問題の取り組みで先進的な活動を行っている滋賀県野洲市の相談員の方の話では、多重債務で相談に来る人はよほどのこと。多くは市民税や国保料・市営住宅の家賃など滞納相談の中で発見されるとのこと。野洲市は人口 約 5 万人で、大垣市の 3 分の 1 の人口ですが、相談件数 127 人で、大垣市と同じくらいの件数があります。野洲市は市民課に総合相談窓口を設置し、3 人の職員で対応しています。多重債務問題については消費生活相談員が担当し、各課に連携するだけでなく、市民との接する機会のある各担当職員が借金の相談をキャッチすれば、相談者を消費生活担当者に速やかに案内し、債務整理の相談とともに、相談員がコーディネイト役になって、各担当課と協力・連携し生活再建にむけて必要な行政サービスを支援しています。こうした両方向の連携により、多重債務相談の取り組みが始まり、相談者の掘り起しにつながっているということです。また、市役所内部だけでなく、警察・社協・高齢者・障害者福祉施設、地域包括支援センター、病院など医療機関などの担当窓口とも連携をとっているということでした。

大垣市の場合、担当課の問題意識は高まっていると思いますが、全庁の問題意識にまではなっていないのではないのでしょうか。国保料や市営住宅の家賃の滞納など年々増えているわけですが、滞納金額の回収場面で滞納の原因など丁寧に事情を聞くなかで、サラ金からの借金の話が出てくるかもしれません。多くの多重債務者は、税金や国保料の納付より取り立ての厳しいサラ金への返済の方を優先させ、結果的に国保料滞納と言う事になっています。政府が出した「多重債務問題プログラム」では「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」を謳っていますが、多重債務の相談窓口だけではなく滞納相談を行う場合すべてに当てはまると言えます。

もう 1 点、指摘しておきたいことは、多重債務問題は生活再建を見通した相談でないという意味がないということです。多重債務の問題解決のため弁護士や司法書士など専門機関に紹介・誘導するわけですが、それだけで問題解決とはなりません。サラ金からの借金整理ができて自立した生活が可能かどうか分かりません。そもそも生活費が足りなくて多重債務になった場合は、生活を成り立たせる方策が必要です。また過払い請求で戻ってきたお金をどう生かすかということ

も大切です。多重債務者の多くは国保料や税金を滞納している事が多いわけですが、過払い請求で戻ってきた金額をどのように使うか生活再建にとって大変重要です。6日の朝日新聞に載っていた記事、「滞納に悩む行政・過払い金に触手」と言う見出しで出ていますが、サラ金からの過払い金を税務署に差し押さえられたため、仕入れができず事業が成り立たなくなった事例がでていました。多重債務問題の根本解決は生活再建ですから、そのためには生活再建に最も重要なところから返済を行い、例えば国保料を払いお医者さんにかかるようにするとか、全部を払えなければ分割払いにするとか、生活の立ち直りを支援するのが、本当の意味での相談事業です。

弁護士や司法書士への紹介で終わってしまうと、過払い金も市税や国保料の滞納解消に使わず、一時的に生活が楽になって、また借金生活も戻ってしまうケースが多いわけですね。家計簿をつけて、収入と支出の生活費の使い方について見直す場にすることも大切です。このように多重債務者の相談活動は教育的な要素も入ってきます。

大垣市は2名の職員で相談に当たっていますが、相談員の数も野洲市並みに増やして、過払い金をしっかり回収し、それを滞納解消に充てたり、生活再建して税金や国保料を払ってもらった方が結果的には市財政のプラスになると思います。

3. 小規模事業者登録制度について

ある商工団体の方にお話を聞きますと、小規模とか零細規模の事業者は「とにかく仕事がない」「仕事があっても工賃が安くて赤字覚悟でやるしかない」という状態で、廃業する人が続いているということです。新聞紙上では史上空前の大もうけとか大企業の好調さを報道していますが、地域の中小業者の経営状態は悪化の一途をたどっているといわれています。本当に地域の活性化にとって必要なことは、こういった中小規模の事業者が元気になるような事業展開が必要なのではないでしょうか。

大垣市が発注する小規模工事や修繕また物品購入などの仕事を確保することは、地域の小規模事業者にとって切実な問題です。中小事業者の仕事の確保は地域の活性化に大きく影響を与えます。

最近相談を受けた事例ですが、学校関係の教材教具の購入について大手の特定の業者が独占的に扱っていると聞きました。大垣市の教育予算のうち教材教具予算は約9400万円です。教育委員会で一括購入するものと、学校の規模に応じて配分され学校サイドで購入されているものがあり、学校に配分される教材・

教具関係予算は総額で約 4700 万円といわれています。この教材教具の多くは特定の業者からの購入といわれています。市外に本社があるこの業者がなぜ独占的な事業ができるのかといえますと、教科書に準拠した文溪堂の教材を一手に引き受けているからといわれています。このような状態がここ 20 年以上続いているわけですが、最近では、地元の文房具店が扱ってきた保護者が購入する学用品等まで学校を通して独占的に販売するようになってきました。これは地元業者の営業を妨害する結果となり、このままでは廃業せざるを得ない業者も出てきています。

ある業者の方は入学時期、新入生が購入する「ひきだし」を仕入れて準備していたが、殆ど売れなかった。その理由は、学校から配布された大手業者の教材教具の注文票で殆ど購入していたからです。その中には画材セットや書道セットなど今まで文房具店などが販売していたものが定価のまま注文をとっていたということです。比べてみれば地元文房具店で扱っているものの方が安価であったり、質もよかったりとするわけですが、実態は独占的に扱われ、買う保護者からみれば比べようがありません。結果的に高い買い物をするようになっていくわけですね。

ある学校関係者に聞きますと、学校での教材の購入は、年度当初に教材選定委員会（教材審査会）を開きそこでどの教材を購入するか決定するということです、その前段階で学年ごとに年間指導計画に基づきどのような教材が必要になるか業者が持ってくるカタログなどで検討し、値段を出して審査会に出すということです。多くは使用する教科書に準拠した教材を選ぶことが多いということでした。また、保護者から学習費として毎月給食費と一緒に集めているわけですが、その学習費の中から、版画の材料など授業で児童が使う教材については一括して購入しているとのこと。また、デザインセットや彫刻刀などは兄弟で使用する場合もあり、保護者から注文をとって学校に業者が来て販売するというものです。

岐阜市などでは文溪堂の教材を扱っている業者が複数いて、競争原理が働いて教材も安くなるようですが、この西濃地域では独占状態で販売価格も安くはありません。結局、教育予算にしてもまた保護者が購入する教材にしても高い買い物になっていることが明らかです。このような実態を許していいものか、教育委員会のコメントをお願いします。

以上の事例は、入札の対象でない 50 万円以下の物品購入です。契約課にお聞きしますと大垣市の場合、50 万円以下の小規模工事の発注や物品購入は担当課で扱い「随意契約」で行われているということです。その契約対象業者の選定は担当課に任されていてどのように行われているのか分かりません。多くの自治

体では地元の小規模業者に仕事を発注するため、小規模工事や物品購入の小規模事業者登録制度があります。これは、競争入札に参加していない業者を対象に自治体が発注する小規模工事などを提供するための制度で、大垣市も「小規模工事希望者登録制度」を導入しているということですが、その内容と活用状況を明らかにしてください。

回答1

学校での教材・教具について、ご答弁申し上げます。

学校で児童生徒が使用する教材・教具につきましては、学校内の補助教材等選定委員会で、使いやすさなどを検討した上で決定し、その教材・教具を取り扱う事業者の中から選定をしております。

一部の教材につきましては、保護者からの要望に応えるかたちで、教材を取り扱う事業者が、販売する場合もございます。

こうした際には、保護者の皆さんに文房具店等でも購入できることを記載した文書を配布するなどしているところでございます。

今後とも、学校での教材・教具の取扱につきましては、誤解を与えないよう適切な対応をまいります。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

回答2

小規模事業者登録制度の導入について、ご答弁申し上げます。

この登録制度につきましては、小規模事業者の積極的な活用により、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化が期待できるものと思われます。

本市におきましては、50 万円以下の小規模工事の発注は、「大垣市小工事希望者登録要綱」に基づいた制度を導入しており、73 社の登録がございます。

今後は、市ホームページへの掲載等により業者登録制度の一層のPRに努めてまいります。

また、50 万円以下の物品購入につきましては、このような制度はございませんが、「大垣市物件入札参加者名簿」に登録された地元業者、商店等を優先して、発注するようにしており、登録制度の導入につきましては、今後の研究課題とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

地元の文房具屋さんが元気に存続することは地域の活性化の観点から言っても大切なことですが、それだけでなく別の意味においても重要と位置づけられます。

文房具やさんは子ども達が安心して立ち寄る場所ですので、地域の文房具店の存在は子ども達の社会性を育む上でも大切です。家族とはちがいた学校の間でもない地域のおじさんお婆さんとの関わりは社会性を身につけて行くうえで大切なことです。また、子どもを中心とした家庭・学校と地域のネットワークをつくる上でも、地域の文房具屋の存在は大切ではないでしょうか。大型店の文具売り場でできないことです。

また、小規模工事登録制度ですが、地域経済は停滞ないし下降の一途をたどっています。

登録業者が 73 社、まだまだ大垣市の規模からして少ないのではないかと。答弁でも PR 不足と言われていますが、もっと活用して地元の業者が元気に営業できるようにし、地域活性化につなげていただきたい。

また、物品については小規模業者の登録制はないということですが、電子入札などが導入されますと結果的には大手の企業に仕事をもっていられることになりかねません。

小規模零細業者の営業を成り立つよう、そのときには対策をお願いします。